

広島県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年六月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道府中世羅 三和線	三次市三和町敷名字陰地一〇五六番一地从ら 三次市三和町敷名字陰地一〇三七番一地从ら 三次市三和町敷名字陰地一〇二〇番一地从ら 三次市三和町敷名字陰地一七一八番一地从ら	平成十九年六月一 四日